

県南広域振興局長告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成30年6月8日

県南広域振興局長 細川 倫史

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370501736	株式会社岩手テクノ	セイコー福祉用具センター	花巻市東宮野目第1地 割79番地16	平成30年6月1日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370501736	株式会社岩手テクノ	セイコー福祉用具センター	花巻市東宮野目第1地 割79番地16	平成30年6月1日